

様式第八号(第十条の四関係)

(第1面)

産業廃棄物処分業許可申請書 平成 年 月 日 静岡県知事 様 申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)	
事務所及び事業場の所在地	事務所 電話番号
	事業場 電話番号
事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)	
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事 務 処 理 欄	

(日本産業規格 A列4番)

様式第十四号(第十条の十六関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処分業許可申請書 平成 年 月 日 静岡県知事 様 申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定により、特別管理産業廃棄物 処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。)	
事務所及び事業場の所在地	事務所 電話番号
	事業場 電話番号
事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)	
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事 務 処 理 欄	

(日本産業規格 A列4番)

様式第十号(第十条の九関係)

(第1面)

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 平成 年 月 日 静岡県知事 様 申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 産業廃棄物収集運搬 業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の区分	
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)	
変 更 の 内 容	
変 更 理 由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事 務 処 理 欄	

(日本産業規格 A列4番)

様式第十六号(第十条の二十二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理業の 事業範囲変更許可申請書	
平成 年 月 日	
静岡県知事	様
申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により、特別管理産業廃棄物 収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請し 物処分業 ます。	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の区分	
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあつては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。)	
変 更 の 内 容	
変 更 理 由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※事 務 処 理 欄	

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
申請者(個人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍所
(法人である場合)		
(ふりがな)名称		住所
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍所
(法人である場合)		
(ふりがな)名称		住所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍所
	役職名・呼称	
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍所
	役職名・呼称	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数又は出資 の金額	本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称		割 合	住	所

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名・呼 称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書類を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要を記載した書類

1. 全体計画の概要（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること。）

2. 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

産業廃棄物 （特別管理 産業廃棄 物）の種類	処分方法	処分量 （t/月 又は m ³ /月）	備 考			
			性 状	予定排出事業場の 名称、所在地及び 電 話 番 号	予定収集運搬者の 名 称、所 在 地 及 び 電 話 番 号	処分後の 処理方法

備考

- 1 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類ごとに記載すること。
- 2 特定の業種又は施設において排出された場合にのみ産業廃棄物に該当する廃棄物を取り扱う場合は、「予定排出事業場の名称、所在地及び電話番号」欄に、予定排出事業者の業種又は予定排出事業場に設置されている施設の種別を括弧書きで追記すること。なお、当該記載に代えて、発生フローシートを添付しても差し支えない。
- 3 政令別表第1、別表第2又は別表第3に定める施設において排出された場合にのみ特別管理産業廃棄物に該当する産業廃棄物を取り扱う場合は、備考2の例による。

様式第7号の2（省令第10条の4第2項第1号、同条第3項、第10条の16第2項関係）

3. 中間処理施設の概要	
処 理 施 設 の 種 類	
設 置 場 所	
設 置 年 月 日	
設 置 許 可 年 月 日 及 び 設 置 許 可 番 号	
廃棄物の種類（処理能力）	$m^3/日$ （ ）時間 $t/日$ （ ）時間 $m^3/時間$ $t/時間$
処 理 施 設 の 処 理 方 式 及 び 設 備 の 概 要 ＊保管施設（設置場所、廃棄物の種類、面積、容量、保管方法など）の概要を含む。	
環 境 保 全 設 備 の 概 要	

様式第7号の3（省令第10条の4第2項第1号、同条第3項、第10条の16第2項関係）

4. 最終処分場の概要													
最終処分場の種類及び名称	(遮断型 管理型 安定型)												
設 置 場 所													
設 置 年 月 日													
設 置 許 可 年 月 日 及 び 設 置 許 可 番 号													
最 終 処 分 場 の 規 模 等	<table> <tr> <td>全体面積</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>埋立面積</td> <td>m² (残面積</td> <td>m²)</td> </tr> <tr> <td>埋立容量</td> <td>m³ (残容量</td> <td>m³)</td> </tr> <tr> <td>埋立容量のうち、 産業廃棄物容量</td> <td>m³ (残容量</td> <td>m³)</td> </tr> </table>	全体面積	m ²		埋立面積	m ² (残面積	m ²)	埋立容量	m ³ (残容量	m ³)	埋立容量のうち、 産業廃棄物容量	m ³ (残容量	m ³)
全体面積	m ²												
埋立面積	m ² (残面積	m ²)											
埋立容量	m ³ (残容量	m ³)											
埋立容量のうち、 産業廃棄物容量	m ³ (残容量	m ³)											
埋立対象廃棄物の種類													
構造及び設備の概要													
放流水の水質等													
その他環境保全対策													

様式第7号の4（省令第10条の4第2項第1号、同条第3項、第10条の16第2項関係）

5. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

従業員数内訳

年 月 日現在

役員	政令第6条 の10に定め る使用人	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人

（日本産業規格 A列4番）

6. 環境保全措置

(1) 中間処理施設において講ずる措置

(2) 保管施設において講ずる措置

(3) 最終処分場において講ずる措置

様式第 11 号（省令第 10 条の 4 第 2 項第 4 号、同条第 3 項、第 10 条の 16 第 2 項関係）

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類	
処分後の 産業廃棄物の種類	
発 生 量 (t /月又はm ³ /月)	
処 理 方 法	自己処理 (処分場所)
	委託処理 (処分業者名)
	埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 中間処理、売却の場合は、具体的な方法
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。	

様式第15号

講習会修了者証明書

年 月 日

様

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

〔産業廃棄物〕〔収集運搬〕業の（新規・更新・変更）許可申請を行うに当
〔特別管理産業廃棄物〕〔処 分〕

たり、「〔産業廃棄物〕
〔特別管理産業廃棄物〕」処理業に関する（新規・更新）許可講習会の、

〔収集運搬〕
〔処 分〕

課程の修了者として、下記の者の講習会の修了証を添付します。

下記の者は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者であることを証明します。

記

事業場の名称

事業場の住所

職 名

氏 名

様式第 12 号（省令第 10 条の 4 第 2 項第 7 号、同条第 3 項、第 10 条の 16 第 2 項関係）

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳	金 額 （ 千 円 ）	
事業の開始に要する 資金の総額	土 地	
	事 務 所	
	処 理 施 設	
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	（ 借 入 先 名 ）	
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。		

様式第 13 号（省令第 10 条の 4 第 2 項第 8 号、同条第 3 項、第 10 条の 16 第 2 項関係）

資 産 に 関 す る 調 書			年 月 日現在
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地			
建 物			
備 品			
車 両			
そ の 他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			

（日本産業規格 A列4番）

様式第 22 号

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条
第 5 項 第 2 号 イからへに該当しない者であることを誓約
します。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

静岡県知事

様

様式第16号

使用人証明書

年 月 日

様

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

下記の者は、使用人であつて、次に掲げるものの代表者であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10に規定する使用人であることを証明します。

(次のいずれかに○印をつけてください。)

- 1 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- 2 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

記

氏 名

事業所の名称

職 名